

(公表様式)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

	業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号
①	株式会社 浜屋組	栃木県矢板市本町 1 2 - 6	栃木県知事許可 第 1769 号
②	株式会社 東昭建設	栃木県矢板市扇町 2 - 5 - 1 7	栃木県知事許可 第 24976 号
③	船生建設 株式会社	栃木県塩谷郡塩谷町船生 3 4 3 4 - 4	栃木県知事許可 第 3355 号
④	太平建設 株式会社	栃木県矢板市針生 6 6 - 3	栃木県知事許可 第 24728 号

2 指名停止措置期間

令和 7 (2025) 年 6 月 25 日から令和 7 (2025) 年 7 月 8 日まで (2 週間)

3 指名停止措置の範囲

矢板市が発注する工事等

4 事実概要

令和 5 (2023) 年 12 月 28 日、矢板土木事務所発注の「3・4・8 号片岡西通り函渠建設工事」において、工事関係者に負傷者を生じさせた件について、株式会社浜屋組及び太平建設株式会社の従業員が、遅滞なく大田原労働基準監督署に報告しなかったとして、令和 7 年 6 月 10 日、大田原簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 20 万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定した。

5 指名停止措置理由

大田原簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 20 万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定したことは、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 1 第 8 号に該当する。

[矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 1 第 8 号]

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内

本件問い合わせ先

矢板市 総務部 財政課 管財庁舎整備室
栃木県矢板市本町 5 番 4 号
電話 : 0 2 8 7 - 4 7 - 6 5 6 6